

じゅうどほうもんかいごじぎょう
重度訪問介護事業

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

じゅうどほうもんかいごりようかんせつめいしょ
(重度訪問介護サービス利用に関する説明書)

ひめじししゃかいふくしきょうぎかい
姫路市社会福祉協議会

じぎょうしつ
ヘルパー事業室ゆめさき

していじぎょうしょばんごう
指定事業所番号

じゅうどほうもんかいご
重度訪問介護

2814000200

じゅうしよひめじしゆめさきちやうまえのしやう
住所:姫路市夢前町前之庄2160

でんわ
電話:079-336-3566

じゅうどほうもんかいごじぎょう じゅうようじこうせつめいしよ 重度訪問介護事業 重要事項説明書

(れいわ ねん がつ にちげんざい
令和7年7月1日現在)

利用者、利用者が児童である場合はその保護者(以下、「利用者」といいます。)が利用されようと考えている重度訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項を厚生労働省令第171号に基づき、ご説明いたします。分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 事業者概要について

ほうじんかく・めいしやう 法人格・名称	しゃかいふくしほうじん ひめじししゃかいふくしきやうぎかい 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
しよ ざい ち 所在地	ひやうごけん ひめじし やすださんちやうめ ばんち 兵庫県姫路市安田三丁目1番地
れん らく さき 連絡先	そうむか でんわ 総務課 電話 079-222-4212 FAX 079-222-4256
だい ひやう しゃ 代表者	りじちやう たけだ ゆういち 理事長 竹田 佑一
せつりつ ねん がつ び 設立年月日	しやうわ ねん がつ にち せつりつ 昭和26年3月22日 設立
じ ぎやう ないやう 事業内容	ふれあい食事サービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、ふれあいサロン事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、第一号訪問事業、通所介護事業、第一号通所介護事業、(介護予防)福祉用具貸与・福祉用具販売事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業、法人後見事業、入退院等支援サービス事業、その他社会福祉に関する事業

2. 利用者に重度訪問介護サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在等

じ ぎやう しよめい 事業所名	ひめじししゃかいふくしきやうぎかい じぎやうしつ 姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室ゆめさき
しよ ざい ち 所在地	ひやうごけん ひめじし ゆめさきちやうまえのしやう 兵庫県姫路市夢前町前之庄2160
れん らく さき 連絡先	でんわ 電話 079-336-3566 FAX 079-336-3969
していじぎやうしよばんごう 指定事業所番号	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 2814000200
じぎやうかいしじき 事業開始時期	かいしねんげつ へいせい ねん がつ び 開始年月 平成18年10月1日
サービスを提供 サービスを提供	ひめじしいきな いえしまちやう のぞ 姫路市域内(家島町を除く。)

じっしちいき する実施地域	
------------------	--

(2)事業の目的および運営の方針

じぎょう もくてき 事業の目的	しゃかいふくしほうじんひめじししゃかいふくしきょうぎかい かいせつ ひめじししゃかいふくし 協議会ヘルパー事業室ゆめさきが行う指定重度訪問介護の事業 の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項 を定め、事業所の介護福祉士、重度訪問介護員等が介護給付費 の受給決定を受けた利用者に対し、適正な重度訪問介護を提供 する事を目的とする。
じぎょう ほうしん 事業の方針	(1) 本事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する 能力に応じ、自立した日常生活ができるように配慮して 重度訪問介護員を派遣して、身体介護、家事援助、外出時 における移動中の介護等の支援、生活等に関する相談・助 言を行います。 (2) 本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、虐待を防止し て権利擁護に取り組み、常に利用者の立場に立ったサービ スを提供します。 (3) 本事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、 市町や障害福祉サービス事業者、医療、保健、福祉サービ スを提供する機関等との連携に努めます。 上記の他、「指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び 運営に関する基準」を遵守します。

3. 当事業所の従業員について

じぎょうしょ かんりしゃ 事業所の管理者	みずた ともひさ 水田 智久
-------------------------	-------------------

しよくしゅ 職種	いんすう 員数	ぎょうむないよう 業務内容
サービス提供責任者 (コーディネーター)	めい 1名以上	りようもう こ かが ちょうせい じゅうどほうもんかいごいん 利用申し込みに係る調整、重度訪問介護員 等に対する技術指導、重度訪問介護計画等 の作成を行います。

じゅうどほうもんかいごいん 重度訪問介護員 (ヘルパー)	めい 3名以上	(1) しんたいかいご かじえんじょ がいしゅつじ 身体介護、家事援助、外出時における いどうちゅうかいごとう しえん おこな 移動中の介護等の支援を行います。 (2) せいかつなど かん そうだん じょげん おこな 生活等に関する相談、助言を行います。
------------------------------------	------------	--

4. 営業日・営業時間について

えいぎょうび 営業日	げつようび きんようび しゅくじつ こくみん きゅうじつおよ がつ 月曜日から金曜日まで(祝日、国民の休日及び 12月29 にち がつ か のぞ 日から 1月3日までを除く)
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ふん ごご じ ぶん 午前8時35分から午後5時20分
サービス提供日 ていきょうび	にちようび どようび がつ にち がつ か 日曜日から土曜日まで(12月29日から 1月3日までを のぞ 除く)
サービス提供時間 ていきょうじかん	ごぜん じ ごご じ 午前7時から午後10時

5. 提供するサービスの内容について

じゅうどほうもんかいご サービスの内容は介護給付費の支給対象となる以下の通りとします。

- (1) しんたいかいご かじえんじょ がいしゅつじ いどうちゅうかいごとう しえん
身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援
- (2) せいかつとう かん そうだん じょげん
生活等に関する相談、助言

6. サービス利用料金について

- (1) していじゅうどほうもんかいご ていきょう ばあい りょうりょう がく しちょうそん さだ
指定重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める
きゅうふひ ていりつ わり りょうしゃふたんがく しはらい う
給付費の定率(1割)を利用者負担額として支払を受けます。

じゅうどほうもんかいご ひ にちゅう おも りょうりょうきん
重度訪問介護サービス費(日中のみ)の主な利用料金

りょうじかん 利用時間	サービス利用料金 りょうりょうきん	利用者負担額 りょうしゃふたんがく
じかんみまん 1時間未満	1,893円 えん	189円 えん
じかんいじょう じかん ぶんみまん 1時間以上 1時間30分未満	2,819円 えん	281円 えん
じかん ぶんいじょう じかんみまん 1時間30分以上 2時間未満	3,756円 えん	375円 えん
じかんいじょう じかん ぶんみまん 2時間以上 2時間30分未満	4,692円 えん	469円 えん
じかん ぶんいじょう じかんみまん 2時間30分以上 3時間未満	5,629円 えん	562円 えん

3時間以上 3時間30分未満	6,555円	655円
3時間30分以上 4時間未満	7,492円	749円
4時間以上 8時間未満	8,357円 30分増すごとに865円	835円 30分増すごとに86円
8時間以上 12時間未満	15,320円 30分増すごとに865円	1,532円 30分増すごとに86円
12時間以上 16時間未満	22,233円 30分増すごとに824円	2,223円 30分増すごとに82円
16時間以上 20時間未満	28,850円 30分増すごとに875円	2,885円 30分増すごとに87円
20時間以上 24時間未満	35,833円 30分増すごとに814円	3,583円 30分増すごとに81円

各種加算の主な利用料金

各種加算	サービス利用料金	利用者負担額
初回加算	2,036円	203円
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	1,527円	152円
緊急時対応加算(月2回を限度)	1,018円	101円
行動障害支援連携加算 (30日の間、1回を限度)	5,945円	594円

上記に対し、移動介護があった場合、下記のとおり加算されます。

利用時間	サービス利用料金	利用者負担額
1時間未満	1,018円	101円
1時間以上1時間30分未満	1,272円	127円
1時間30分以上2時間未満	1,527円	152円
2時間以上2時間30分未満	1,781円	178円
2時間30分以上3時間未満	2,036円	203円
3時間以上	2,545円	254円

注1 介護給付費が適用される場合は、利用者のご負担はサービス利用料

金^{きん}の1割^{わり}です。介護給付費適用外部分^{かいごきゅうふひてきようがいぶぶん}については、全額利用者^{ぜんがくりようしゃ}のご負担^{ふたん}となります。

注2 (2)項に記載する個別減免^{こべつげんめん}が適用^{てきよう}される場合には、減免後の金額^{げんめんご きんがく}となります。

注3 利用者負担額^{りようしゃふたんがく}は関係法令^{かんけいほうれい}に基づいて定められるため、契約期間中^{けいやくきかんちゅう}に関係法令^{けいほうれい}が改定^{かいてい}された場合には、改定後の金額^{かいていご きんがく}を適用^{てきよう}するものとします。
また、介護給付費適用外部分^{かいごきゅうふ ひ てきようがいぶぶん}の変更^{へんこう}については、1ヶ月前^{かげつまえ}に利用者^{りようしゃ}に文書^{ぶんしょ}でご連絡^{れんらく}いたします。

注4 上記^{じょうき}の金額^{きんがく}は、午前8時^{ごぜん 8 じ}～午後6時^{ごご 6 じ}までの利用料金^{りようりょうきん}です。早朝^{そうちよう}(午前7時^{ごぜん 7 じ}～午前8時^{ごぜん 8 じ})・夜間^{やかん}(午後6時^{ごご 6 じ}～午後10時^{ごご 10 じ})の利用料金^{りようりょうきん}は、上記料金^{じょうきりょうきん}に125/100を、重度障害者等^{じゅうどしょうがいしやなど}の利用料金^{りようりょうきん}は、上記料金^{じょうきりょうきん}に115/100を、障害支援区分6^{しょうがいし えんくぶん 6}に該当^{がいとう}する利用料金^{りようりょうきん}は、上記料金^{じょうきりょうきん}に108.5/100を乗じた額^{じょう}になります。
また、ご希望^{きぼう}になる業務内容^{ぎょうむないよう}により利用料金^{りようりょうきん}が異なりますので、詳細^{しょうさい}はコーディネーター^{そうだんくた}にご相談下さい。

注5 中山間地域等^{ちゅうさんかんち いきとう}に居住^{きょじゅう}している者^{もの}に対して提供^{たいきよう}されるサービスについて、特別地域加算^{とくべつちいき かせん}として通常^{つうじよう}の基本単位^{きほんたんい}より15%加算^{かせん}されます。
姫路市内^{ひめじしな}の対象地域^{たいしようちいき}は、旧家島町全町^{きゅういしまちようぜんちよう}、安富町全町^{やすとみちようぜんちよう}、夢前町全町^{ゆめさきちようぜんちよう}、香寺町奥須加院・久畑・中村^{こうでらちようおくす か い ん く ば た なかむら}です。

(2)利用者負担の減免^{りようしゃふたん げんめん}について

・利用者負担^{りようしゃふたん}に関する月額上限^{かん げつがくじようげん}

1ヶ月あたりのサービス利用^{かげつ}にかかる定率負担^{りよう ていりつふたん}(1割^{わり})については、所得^{しよとく}に応じて^{おう}

4区分の月額負担額が設定されそれ以上負担する必要はありません。

(3)その他の費用について

交通費	姫路市域内の利用者は、利用料金に含まれており、いただきません。ただし、利用者の居宅が通常の事業実施地域外(姫路市外)に在るときは、利用者に次の料金をご負担していただきます。 公共交通機関を利用する場合………実費 自動車等を利用する場合…走行距離1キロメートルにつき10円
キャンセル料	利用者の都合でサービスを中止する場合には、次のキャンセル料をいただきます。ただし、入院等、緊急やむをえない事情が有る場合を除きます。 キャンセル申込みが ・サービス利用の前日午後5時20分まで………無料 ・上記以降およびサービス当日……利用者負担金の全額
複写物の交付	1枚につき 10円(その都度お支払い下さい)

7. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	① 利用者負担が有る場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ② 請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月20日までに利用者宛に郵送いたします。
利用料、その他の費用の支払い	原則、利用者指定口座からの自動振替となります。 利用者指定口座からの自動振替の場合は利用のあった月の翌月27日、もしくは27日が金融機関の休日にあたる場合は直後の平日に自動振替いたします。 お支払いを確認後、領収書を送付いたしますので、必ず保管をお願いいたします。 なお、特別な事情がある場合のみ郵便振込も可能です。 その場合、振込手数料の一部はお客様負担(令和4年1月の改定以降)となる場合があります。

8. サービス提供の手順について

- ① 重度訪問介護サービスの利用申込
- ② 重要事項の説明・個人情報取り扱いの説明・契約締結・サービス利用案内
- ③ サービス利用希望日時・内容の確認、重度訪問介護計画の作成
- ④ 重度訪問介護計画の説明と同意
- ⑤ 訪問ヘルパーのコーディネート
- ⑥ 重度訪問介護計画に基づくサービス提供(重度訪問介護計画の見直し)
- ⑦ 利用料金の請求
- ⑧ 指定口座から利用料金の引落とし
- ⑨ 領収書の発行

9. 担当者の変更について

担当コーディネーターの変更をご希望される場合は、苦情受付担当者まで、
担当ヘルパーの変更をご希望される場合は、相談担当者までご連絡下さい。
利用者のご希望を尊重して調整させていただきますが、事業所の人員配置など
により、ご希望に添えない場合もあることをご了承下さい。

なお、事業所では担当ヘルパーの指名はおこなっておりません。

10. 担当者の禁止行為について

担当者は、サービス提供契約以外の営利行為、宗教勧誘、金品の授受や賃借、
私的訪問や私的契約、保証人になるなどの行為は禁止されています。

11. 事業者の責務について

(1) 重度訪問介護計画について

利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、重度訪問介護計画を

作成し、その計画を利用者に説明交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

また、重度訪問介護計画作成後においても、サービス実施状況の把握を行い、必要に応じて重度訪問介護計画の見直しを行います。

(2) サービス提供内容の記録について

利用者に提供したサービス提供の記録は5年間保管します。記録については、利用者とそのご家族に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

(3) 秘密保持と個人情報の保護について

事業者および重度訪問介護員がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との会議において、利用者もしくはご家族の最小限の情報を使用する必要があります。

この場合には、あらかじめ利用者もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。この同意書の有効期限は、契約期間と同じとします。

なお、情報使用にご同意いただけない場合は、サービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

また、利用者のご家族からのご希望があった場合には、利用者に連絡すると同様の通知をご家族に行なうことも可能です。

(4) 身分証明書の携行について

利用者^{りようしゃ}に重度訪問介護サービス^{じゅうどほうもんかいご}を提供する事業者^{ていきょう}の重度訪問介護員^{じぎょうしゃ}は、
身分証明書^{みぶんしょうめいしょ}を携行し、初回訪問時^{けいこう}および利用者^{りようしゃ}やご家族^{かぞく}から求められた^{もと}際は、
いつでも提示^{ていじ}します。

(5)賠償責任^{ばいしょうせきにん}について

①事業者^{じぎょうしゃ}の責任^{せきにん}において、利用者^{りようしゃ}の生命・身体・財産^{せいめい・しんたい・ざいさん}などを傷つけた^{きず}場合は、
事業者^{じぎょうしゃ}は利用者^{りようしゃ}にその損害^{そんがい}を賠償^{ばいしょう}します。

②事業者^{じぎょうしゃ}はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社^{どうわそんがいほけんかぶしきかいしゃ}の「損害賠償保険^{そんがいばいしょうほけん}」に
加入^{かにゅう}しています。詳細内容^{しょうさいないよう}について、お知りになりたい場合は事業者^{じぎょうしゃ}ま
でご連絡^{れんらく}下さい。

(6)虐待防止^{ぎゃくたいぼうし}のための措置^{そち}について

ア 事業者^{じぎょうしゃ}は利用者^{りようしゃ}の人権^{じんけん}の擁護^{ようご}・虐待等^{ぎゃくたいとう}の防止^{ぼうし}のため、必要な体制^{ひつようたいせい}の整備^{せいび}を
行う^{おこな}とともに、次の措置^{つぎそちこう}を講ずるものとします。

・虐待防止^{ぎゃくたいぼうし}のための対策^{たいさく}を検討^{けんとう}する委員会^{いいんかい}を定期的^{ていきてき}(年1回以上^{ねんかい})に開催^{かいさい}すると
ともに、その結果^{けっか}について従業員^{じゅうぎょうしゃ}に周知徹底^{しゅうちてい}を図ります。

・虐待防止^{ぎゃくたいぼうし}・身体拘束適正化^{しんたいこうそくてきせい}のための指針^{ししん}を整備^{せいび}します。

・虐待防止^{ぎゃくたい}するための従業員^{じゅうぎょうしゃ}に対する研修^{たいけんしゅう}(年1回以上^{ねんかい})を実施^{じっし}します。

・虐待防止^{ぎゃくたい}に関する責任者^{せきにんしゃ}、担当者^{たんとうしゃ}を設置^{せっち}します。

・成年後見制度^{せいねんこうけんせいど}の利用^{りよう}を促進^{そくしん}します。

・利用者^{りようしゃ}及びその家族^{かぞく}からの苦情処理体制^{くじょうしよりたいせい}を整備^{せいび}します。

・その他虐待防止^{たぎゃくたいぼうし}のために必要な措置^{ひつようそちこう}を講じます。

イ 事業者^{じぎょうしゃ}は、サービス提供中^{ていきょうちゅう}に、当該事業所従業員^{とうがいじぎょうしじゅうぎょうしゃまた}又は養護者^{ようごしゃ}(利用者^{りようしゃ}の
家族等^{かぞくなど}高齢者^{こうれいしゃ}・障害者^{しょうがいしゃ}を現に養護^{げんようご}する者^{もの})による虐待^{ぎゃくたい}を受けた^うと思われる^{おも}

利用者^{りようしゃ}を発見^{はっけん}した場合は、速^{すみ}やかに、これを市町村^{しちょうそん}に通報^{つうほう}するものとします。

12. ハラスメント行為^{こういどう}等の禁止^{きんし}について

ハラスメント行為^{こういどう}等を防止^{ぼうし}し、円滑^{えんかつ}なサービス提供^{ていきょう}を行うため、契約書^{けいやくしょ}第6条^{だいいちじゅう}

(2)イの遵守^{じゆんしゆ}をお願い^{ねが}いたします。お守り^{まも}いただけず、円滑^{えんかつ}なサービス提供^{ていきょう}

に支障^{ししょう}が生じる場合は契約^{しやう}を解除^{ばあい}することがあります。なお、イ 3)～6)の

例^{れい}を下記^{かき}に例示^{れいじ}しますのでご確認^{かくにん}下さい。

(1) 身体的暴力^{しんたいてきぼうりよく}(身体的な力^{しんたいてき}を使い危害^{ちから}を及ぼす行為^{つか})

※職員^{しよくいん}が回避^{かいひ}したため危害^{きがい}を免れたケース^{まぬが}を含みます^{ふく}

例^{れい}: ・コップ^なを投げる

・蹴^ける

・手^てを払い^{はら}のける

・たたく

・手^てをひっかく

・つねる

・首^{くび}を絞^しめる

・唾^{つば}を吐^はく

・服^{ふく}を引きちぎ^ひる

(2) 精神的暴力^{せいしんてきぼうりよく}(個人の尊厳^{こじん}や人格^{そんげん}を否定^{じんかく}する言葉^{ひてい}や態度^{ことば}によって傷つけたり、

おとしめたりする行為^{こうい})

例^{れい}: ・大声^{おおごえ}を発^{はっ}する

・サービスの状^{じやうきやう}況^{ひつ}を必要^{ひつよう}以上にのぞき見^みする

・怒^ど鳴^なる

・^{き い}気に入っている^{しよくいんいがい}職員以外に^{ひはんてき}批判的な^{げんどう}言動をする

・^{いあつてき}威圧的な^{たいど}態度で^{くじょう}苦情を^い言い^{つづ}続ける

・^{はもの}刃物を^{むなもと}胸元から^ちちら^{つか}つかせる

・「この^{ていど}程度で^{とうぜん}きて当然」と^{りふじん}理不尽な^{ようきゅう}サービスを^{よう}要求する

・^{りようしゃ}利用者の^{はいぐうしゃ}配偶者が「^{じぶん}自分の^{しよくじ}食事も^{いっしょ}一緒に^{つく}作れ」と^{きょうよう}強要する

・^{かぞく}家族が^{りようしゃ}利用者の^{はつげん}発言を^{うの}鵜呑みにし^{りふじん}理不尽な^{ようきゅう}要求をする

・^{ほうもん}訪問時^{じふざい}不在の^{おお}ことが^{かきお}多く^{のこ}書置きを^{よていどお}残すと「^{よていどお}予定通り^{サービス}サービスが^{されて}いない」として^{しゃざい}謝罪して^{せいざ}正座をするよう^{つよ}強く^{もと}求める

・「たくさん^{ほけんりよう}保険料を^{しはら}支払っている」と^{おおそうじ}大掃除を^{きょうよう}強要し^{ことわ}断ると^{くじょう}苦情を^い言う

・^{りようりようきん}利用料金の^{しはら}支払いを^{もと}求めたところ^{てわた}手渡しせずにお金^{かね}を^{ゆか}床に^{なら}並べて
それを^{ひろ}拾って^う受け^と取るよう^{もと}求める

・^{りようりようきん}利用料金を^{たすうかい}多数回^{たいのう}滞納しながら「^{せいきゅう}請求しなかつた^{じぎょうしょ}事業所にも^{せきにん}責任が
ある」と^{しはら}支払いを^{きよひ}拒否する

・^{とくてい}特定の^{じゅうどほうもんかいごいん}重度訪問介護員に^{いや}嫌がらせをする

(3)セクシャルハラスメント(^い意に^そ添わない^{せいてきさそ}性的誘い^か掛け、^{こういてきたい}好意的態度の^ど要求等、
^{せいてき}性的な^{いや}嫌がらせ^{こうい}行為)

例:・^{れい}必要もなく^{ひつよう}手や^て腕を^{うで}さわる

・^だ抱きしめる

・^{はだか}裸の^{しゃしん}写真を見^みせる

・^{ぎょうむちゅう}業務中あから^{せいてき}さまに^{はなし}性的な^{はなし}話をする

・^{ひわい}卑猥な^{げんどう}言動を^く繰り返^{かえ}す

・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる

・業務中の重度訪問介護員の衣服に手を入れる

(4)不適切なサービス要求(給付として不適切と考えられるサービス提供を求めめる行為)

「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の便利に供する行為又は家族が行うことが適当であると

判断される行為

・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し

・主として利用者が使用する居室等以外の掃除

・来客の応接(お茶、食事の手配等)

・自家用車の洗車、清掃等

「日常生活の援助」に該当しない行為

重度訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと

判断される行為

・草むしり

・花木の水やり

・犬の散歩等ペットの世話等日常的に行われる家事の範囲を超える行為

・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え

・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け

・室内外家屋の修理、ペンキ塗り

・植木の剪定等の園芸

・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

※給付の範囲外のサービス利用を希望する場合は、相談支援事業所又は市に連絡した上で、希望内容に応じて生活支援サービスや住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

13. 契約の終了について

次の場合には、自動的に契約は終了します。

1. 利用者がお亡くなりになった場合

14. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、速やかに利用者の主治医及び家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

15. 相談・苦情窓口について

事業者が提供するサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

サービスの相談や苦情の窓口

ヘルパー事業室ゆめさき 相談・苦情受付窓口	姫路市夢前町前之庄2160 電話番号 079-336-3566 FAX 079-336-3969 受付時間 午前8時35分～午後5時20分 受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 苦情受付担当者 藤原 こずえ 苦情解決責任者 瀬崎 智紀 相談担当者 担当コーディネーター
----------------------------------	--

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

だいさんしゃいいん くろつ みちこ 第三者委員 黒津 美智子	でんわばんごう 電話番号 079-245-2997 うけつけじかん 受付時間 ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後5時
だいさんしゃいいん やまぐち かねひろ 第三者委員 山口 兼弘	でんわばんごう 電話番号 079-222-1271 うけつけじかん 受付時間 ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後5時

ひめじしけんこうふくしきょく 姫路市健康福祉局 ふくし そう む ぶしやうがいふくし か 福祉総務部障 害福祉課	ひめじ し やすだ ちやうめ ばんち ひめじ し やくしよ かい 姫路市安田4丁目1番地 姫路市役所1階 でんわばんごう 電話番号 079-221-2454 FAX 079-221-2374
ひょうごけんふくし 兵庫県福祉サービス うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	こうべしちゅうおうくさかぐちとおり 神戸市中央区坂口通2-1-1 でんわばんごう 電話番号 078-242-6868 FAX 078-271-1709

16. 重要事項を説明した年月日

せつめいばしょ 説明場所	☐ 利用者のご自宅
	☐ 事業所 姫路市夢前町前之庄2160
	☐ 上記以外の場所
せつめいねんがっぴ 説明年月日	れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日 ごぜん・ごご じ ぶん から ごぜん・ごご じ ぶん まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合(職員の人数に関する
ことは除きます)は、利用者にその内容を文書にて通知し、口頭にてご説明しま
す。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

重度訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づい
て重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市安田三丁目1番地
 名称 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
 代表者 理事長 竹田 佑一 印

せつめいしゃ
説明者

しょぞく
所属

ひ め じ し しゃ か い ふ く し き よ う ぎ か い
姫路市社会福祉協議会ヘルパー

じぎょうしつ
事業室ゆめさき

し め い
氏名

い ん
印

わたし は、ほんしょめん により じぎょうしゃ から じゅうよう じ こ う せつめい う ていきよう
私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、提供されるサービ
スについて とう い
同意しました。

り よ う し ゃ
利用者

じゅうしょ
住所

し め い
氏名

い ん
印

だいりにん だいりにん せんてい ば あ い
代理人(代理人を選定した場合)

じゅうしょ
住所

し め い
氏名

い ん
印

つづきがら
続柄

しよめいだいこうしゃ しよめいだいこうしゃ せんてい ば あ い
署名代行者(署名代行者を選定した場合)

じゅうしょ
住所

し め い
氏名

い ん
印

たちあい にん たちあい にん せんてい ば あ い
立会人(立会人を選定した場合)

じゅうしょ
住所

し め い
氏名

い ん
印

ひ め じ し し ゃ か い ふ く し き よ う ぎ か い 姫路市社会福祉協議会 じ ぎ よ う し つ ヘルパー事業室ゆめさき

し て い じ ぎ よ う し ょ ば ん ご う 指定事業所番号 じ ゅ う ど ほ う も ん か い ご 重度訪問介護 2814000200

じ ゅ う し ょ 住所: ひ め じ し 姫路市 ゆ め さ き ち ょ う ま え の し ょ う 夢前町前之庄2160

で ん わ 電話: 079-336-3566